



## 覚書

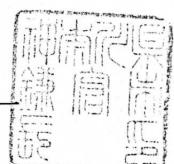
鎌倉市並びに逗子市(以下「2市」という。)は、横須賀三浦ブロックごみ処理広域化に関する4市1町調整会議(首長会議)における合意事項に基づき、循環型社会の形成を目的にごみの発生抑制、減量化・資源化を図り、資源を有効活用するために、2市でのごみの広域処理について、次のとおり覚書を締結する。

- 1 2市は、横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想(素案)中間報告の考え方や検討経過を踏まえ、広域処理について協議をする。
- 2 2市は、両市の循環型社会形成推進地域計画を平成18年度に策定するため協議をする。
- 3 2市は、生ごみを資源化処理するための施設と燃やすごみを焼却処理するための施設の整備計画を早期に策定するものとする。
- 4 不燃・不燃性粗大、非容器包装プラスチックの資源物選別及び植木剪定枝の資源化処理については、施設の在り方や処理方式も含め協議する。
- 5 広域処理に係る経費については、2市において各々応分の負担をするものとする。ただし、負担割合等については、別途協議し決定するものとする。
- 6 広域処理に関し、本覚書に定めのない事項、改定及び追加を要する事項については、別途2市において協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、2市の市長が記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年4月24日

鎌倉市長 石渡 徳一



逗子市長 長島 一申

